５　その他の事項	

（記入要領）

１　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

２　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

３　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

４　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

５　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

６　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

７　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

８　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

９　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

１　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権等行使同意取得又は共同議決権等行使同意取得の解除の別に記入すること。

２　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

３　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

４　「２　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権等行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権等行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

５　「２　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

６　「３　議決権比率」欄については、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合（以下この記入要領において「議決権比率」という。）を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「２　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「３　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

７　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）